

車いす貸出のご案内



高槻市民の方で、高齢・ケガや病気などにより一時的に身体に不自由をきたし、車いすを必要とされる方へ貸出をしています。

※介護保険制度を利用できる方はそちらを優先してください。

利用料 1日30円 ×利用日数（貸出日～返却日）

できるだけ
お釣りの要らないように
ご協力下さい。

※前払いです。

予定より早く返却された場合、差額返金します。
返却日を過ぎた場合、超過分をお支払いください。

受付時間 平日 午前8時45分～午後5時（土日祝休み）

利用期間 原則 6か月まで

車いすの種類 自走用・介助用・幼児用 （介助用・幼児用は台数が少ない為
ご希望に沿えない場合があります。）

※貸出・返却の搬送は社会福祉協議会では行っておりません。

使用上の注意

- ① 車いすは雨や砂埃に弱く錆びやすいので、濡れたり汚れたりした場合は必ず拭いてください。（多くの方が気持ちよく使えるようにご協力お願いします。）
- ② 車いすのフットベルトの紛失にはご注意ください。
- ③ ブレーキが利かなくなるなどトラブルの元になりますので、注油はおやめください。
- ④ 車いすの駆動部分は非常に危険ですので、手など挟まないように注意してください。借用期間中の事故等について当会は一切の責任を負いません。
- ⑤ 車いす借用中に、故意または過失により破損させた場合は、修理代をご負担いただくことがあります。

車いす返却の際は、借用書を忘れずにお持ちください

社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会

〒569-0065 高槻市城西町4-6 高槻市地域福祉会館

電話：072-674-7494

